

# 改正建築基準法に基づくシックハウス対策 一般住宅・ハウスメーカー

対策 内装仕上げの制限

## ① 建築材料の区分

内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを放散する建材には、次のような制限が行われます。

建築材料の区分	ホルムアルデヒドの放散	JIS、JASなどの表示記号	内装仕上げの制限
建築基準法の規制対象外	少ない 放散速度 5 $\mu$ g/mh以下	F☆☆☆☆	制限なしに使える
第3種ホルムアルデヒド放散建築材料	5 $\mu$ g/mh ~20 $\mu$ g/mh	F☆☆☆	使用面積が制限される
第2種ホルムアルデヒド放散建築材料	20 $\mu$ g/mh ~120 $\mu$ g/mh	F☆☆	
第1種ホルムアルデヒド放散建築材料	多い 120 $\mu$ g/mh超	IE2、FC2 又は表示なし	使用禁止

※1  $\mu$ g(マイクログラム):100万分の1gの重さ。放散速度1 $\mu$ g/mhは建材1m<sup>2</sup>につき1時間当たり1 $\mu$ gの化学物質が放散されることをいいます。

※2 建築物の部分に使用して5年経過したものについては、制限なし。

※3 JASでは、F☆☆☆☆のほかに「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」などの表示記号もあります。

規制対象となる建材は次の通りで、これらには、原則としてJIS、JAS又は国土交通大臣認定による等級付けが必要となります。

木質建材(合板、木質フローリング、パーティクルボード、MDFなど)、壁紙、ホルムアルデヒドを含む断熱材、接着剤、塗料、仕上塗材など

対策 24時間換気設備設置の義務付け

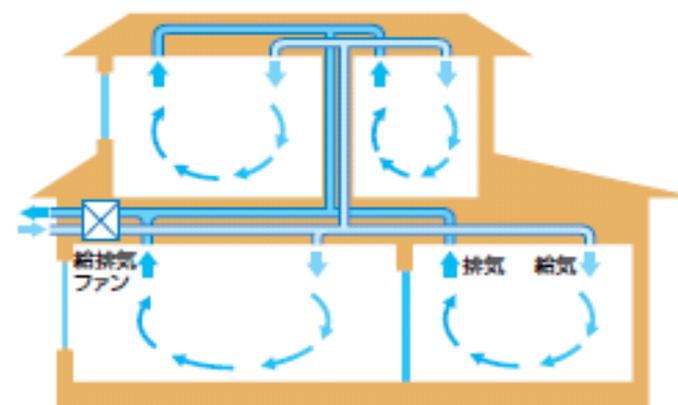
## 原則として機械換気設備の設置が義務付けられます。

ホルムアルデヒドを発生する建材を使用しない場合でも、家具からの発生があるため、原則として全ての建築物に機械換気設備の設置が義務付けられます。

例えば住宅の場合、換気回数0.5回/h以上の機械換気設備（いわゆる24時間換気システムなど）の設置が必要となります。

居室の種類	換気回数
住宅等の居室	0.5回/h以上
上記以外の居室	0.3回/h以上

24時間換気システムの一例



建築基準法の限界

建築基準法はあくまで

・ホルムアルデヒド

・クロルピリオス

の2種類しか規制していません。

F☆☆☆☆は低ホルムアルデヒドであり、  
ゼロホルムではありません！

厚生省 指針値

室内23℃に換算すると

約0.08ppm

温度が上がると建材からの揮発性が  
増加！

温度が1度上がるごとに、

12～1.13倍濃度が上がる

化学物質の室内濃度の指針値（厚生労働省）

化学物質	指針値※	主な用途
①ホルムアルデヒド	0.08ppm	・合板、パーティクルボード、壁紙用接着剤等に 用いられるユリア系、メラミン系、フェノール系等 の合成樹脂、接着剤 ・一部ののり等の防腐剤
②アセトアルデヒド	0.03ppm	ホルムアルデヒド同様一部の接着剤、防腐剤等
③トルエン	0.07ppm	内装材等の施工用接着剤、塗料等
④キシレン	0.20ppm	内装材等の施工用接着剤、塗料等
⑤エチルベンゼン	0.88ppm	内装材等の施工用接着剤、塗料等
⑥スチレン	0.05ppm	ポリスチレン樹脂等を使用した断熱材等
⑦パラジクロロベンゼン	0.04ppm	衣類の防虫剤、トイレの芳香剤等
⑧テトラデカン	0.04ppm	灯油、塗料等の溶剤
⑨クロルピリホス	0.07ppb (※25℃の場合0.007ppb)	しろあり駆除剤
⑩フェノブカルブ	3.8ppb	しろあり駆除剤
⑪ダイアジノン	0.02ppb	殺虫剤
⑫フタル酸ジ-n-ブチル	0.02ppm	塗料、接着剤等の可塑剤
⑬フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	7.6ppb	壁紙、床材等の可塑剤

※25℃の場合 ppm:100万分の1の濃度、ppb:10億分の1の濃度

①⑨は建築基準法の規制対象物質

①～⑥は住宅性能表示で濃度を測定できる6物質

# 2025年4月法改定 全ての新築住宅に省エネ基準適合が義務付け

国土交通省  
2022年10月版

設計者・工務店の皆様へ

2025年4月(予定)から  
全ての新築住宅・非住宅に  
省エネ基準適合が  
義務付けられます

建築物省エネ法が改正されました(令和4年6月17日公布)



省エネ基準適合見直し3つのポイント

- 1 原則全ての  
新築住宅・非住宅に  
省エネ基準適合が  
義務付けられます
- 2 建築確認  
手続きの中で  
省エネ基準への  
適合性審査を  
行います
- 3 2025年4月  
に施行予定  
です

※住宅・建築物の「省エネ基準」について  
省エネ基準とは、建築物が備えるべき省エネ性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する基準であり、一次エネルギー消費量  
基準と外気基準からなります。新たに義務化対象となる建築物については、現行省エネ基準(気候国土適応住宅についての合理化措置を含む)  
が適用されます。

詳細は裏面をご覧ください

先進国で下位だった日本の住宅性能が引き上げられます。それでも  
北欧の基準には程遠いのですが国内各住宅メーカーの秘策として検  
討されているのが

**窓を小さく 窓ドアを少なく**

これは容易に安価に省エネ基準を適合させるため！

機密性は高まりますが、薄暗く閉鎖的な住空間となりシックハウスが  
増える容認になるのでは！